平成２３年（フ）第４８１１号
大阪市都島区友渕町１丁目５番５―3401号
債務者　佐藤隆之進
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８１２号
大阪府茨木市白川３―２　白川高層マンション２号棟1009号、住民票上の住所大阪府高槻市玉川２丁目４番306号
債務者　大山　晃一
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８１７号
大阪市東成区大今里南６丁目９番８号
債務者　吉岡　治義
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８２７号
大阪府枚方市出屋敷元町１丁目３番19号
債務者　柳　　雪江
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３１号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―３―404、旧住所東京都北区滝野川７丁目28番３号
債務者　佐久間和美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８７５号
埼玉県桶川市坂田東１丁目40番地の９
債務者　甲木　裕人
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８８６号
埼玉県和光市西大和団地４番２号506
債務者　布施　　洋
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９４１号
埼玉県戸田市大字新曽2083番地の２　ソフィア戸田307号室
債務者　竹内かずえ
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９５２号
さいたま市岩槻区大字平林寺805番地18
債務者　丹羽　　茂
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１２号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9664番地
債務者　若林　　彰
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４９号
さいたま市大宮区三橋２丁目262番地
債務者　近野　良治
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５６号
さいたま市浦和区元町１丁目10番15号
債務者　佐藤喜代志
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６９号
さいたま市岩槻区城南４丁目３番68―205号
債務者　飯泉　和能
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８０号
さいたま市岩槻区城南１丁目１番17―９号
債務者　西片　和弘
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
埼玉県秩父市上町２丁目15番11号
債務者　深見　留美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
熊本市兎谷１丁目２番86号、申立時の住所相模原市南区相武台２丁目22番12号　アイランドハイツ106
債務者　岩野　唯夫
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２６８号
相模原市緑区上九沢４番地76　ディアスプラザＢ―202
債務者　伊藤　大介
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部